

特定随意契約による役務の提供について（事前公表）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年3月18日

奈良県中和公園事務所長 松並 喜代治

1 契約する内容

（1）役務の名称

令和4年度 県立竜田公園清掃等業務委託

（2）役務の規格・数量等

県立竜田公園2.1haにおける下記業務の実施

- ① 公園内の清掃、公衆トイレの清掃業務
- ② 駐車場の開閉、点検、清掃、草引き業務
- ③ 公園内樹木（桜）の保全巡回業務
- ④ 三室山下 通学路の清掃業務

※詳細は、「竜田公園清掃等業務委託仕様書」のとおり

【上記仕様書は見積提出期限まで中和公園事務所において公表します。】

（3）履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

3 契約相手方の決定方法

（1）上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

（2）最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

（3）予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例

により相手方を決定します。

(4) (3)によっても決定しない場合は、不調とします。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月28日(月)16時まで

(2) 提出方法

郵送(提出期限必着)もしくは持参

(3) 提出先

住所：〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田2202

宛名：奈良県中和公園事務所長

(4) その他

①見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

②次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア. 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ. 記名押印を欠く見積書

ウ. 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ. 価格を加除訂正した見積書

オ. 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

カ. ①の書類が添付されていない見積書

5 契約事務を担当する部局

奈良県中和公園事務所 公園課

住所：奈良県北葛城郡河合町佐味田2202

電話：0745-56-3851

6 暴力団排除条例に伴う留意事項

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 公契約条例に関する留意事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定

- する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

8 その他

本契約は、令和4年度奈良県予算の成立を前提としており、本契約に係る予算が成立しない場合は、手続きの停止等の措置を行う場合があります。その場合、奈良県は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

以上

県立竜田公園清掃等業務委託仕様書

この仕様書は奈良県馬中和公園事務所長（以下「甲」という。）と、当業務受託者（以下「乙」という。）とが締結した県立竜田公園清掃等業務委託契約書に基づく竜田公園（以下「公園」という。）にかかる管理業務の基準を定めるものである。

1. 業務範囲

乙は、県立竜田公園 2.1ha における下記の業務を行う。

- (1) 公園内の清掃、ゴミの収集、公衆トイレの清掃
- (2) 公園内の樹木（桜）の保全巡回
- (3) 駐車場の開閉、点検、清掃、草引き
- (4) 三室山下 通学路の清掃

2. 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

3. 報 告

- (1) 毎月の業務報告書は様式-1 に準ずるものとする。
（これとは別に毎日の業務報告を提出すること。）
- (2) 業務中に異常を発見した場合は、直ちに安全確保の観点から臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告すること。

4. 業 務

乙は、甲と打合せを行い、次の業務を行う。

- (1) 公園内の清掃、公衆トイレの清掃
作業日は、毎週月曜、金曜を基本とし、下記の限度内で必要に応じて随時行う。
 - ・ 1 回 4 時間の作業を年間 159 日（堂山橋、念仏橋、三室山）
 - ・ 1 回 2 時間の作業を年間 104 日（堂山橋、念仏橋）
- (2) 駐車場の開閉、点検、清掃、草引き
 - ① 土曜、日曜、祝日、振替休日（116 日間）
：午前 9 時の開門から 1 時間と、午後 5 時の閉門までの 1 時間（計 2 時間）
 - ② 12 月 29 日～1 月 3 日（6 日間）
：午前 9 時の開門から 1 時間と、午後 5 時の閉門までの 1 時間（計 2 時間）
 - ③ 6 月 16 日～8 月 15 日の平日（41 日間）
：午後 6 時の閉門までの 1 時間※上記以外で竜田公園のイベント等で駐車場の開閉等が必要なときは、双方協議の上実施するものとする。
- (3) 公園内樹木（桜）の保全巡回（22 日間）
作業日は、5 月～9 月のうちで、発注者と協議の上実施すること。
- (4) 三室山下 通学路清掃
11 月中旬～12 月中旬の月曜、水曜、金曜（15 日間）
：午前 9 時の開門から午前 12 時までの 3 時間

5. 委託料の請求

請求書は様式-2 のとおりとし、受託者は、様式-1、2 をもって月毎の委託料（実績）を請求するものとする。

6. その他

- (1) 園内での作業車両の使用に際しては、「作業中」看板をフロントに掲示し、最徐行（時速 10km 以下）での走行を厳守すること。
- (2) 機械除草作業時には飛び石防止の措置を行い、来園者の安全を確保すること。
- (3) 業務を遂行するにあたっては、来園者を最優先した業務手法とすること。
- (4) 発注者は本業務にかかる事故・盗難等について一切の責任を負わない。
- (5) 建物、工作物、その他に対し損害を与えた場合は受注者の負担とする。

以上

令和 年 月 日

奈良県中和公園事務所長 殿

名称
代表者

委託業務報告書(月分)

竜田公園清掃等業務委託契約書第6号の規定により下記のとおり報告します。

業務実施日	業務内容
1日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
2日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
3日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
4日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
5日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
6日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
7日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
8日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
9日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
10日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
11日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
12日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
13日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
14日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
15日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
16日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
17日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
18日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
19日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
20日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
21日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
22日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
23日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
24日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
25日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
26日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
27日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
28日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
29日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
30日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃
31日()	トイレ清掃 ・ 樹木巡回 ・ 駐車場の開閉(朝・夕) ・ 通学路清掃

確認者

印

◎業務内容の欄には以下のように記入してください。

(1)公園内の清掃、ゴミの収集、公衆トイレの清掃→トイレ清掃に○

(2)公園内の樹木(桜)の保全巡回→樹木巡回に○

(3)駐車場の開閉、点検、清掃、草引き→駐車場の開閉に○

(4)三室山下 通学路の清掃→通学路清掃に○

委託料請求書

金 円也

但し、竜田公園清掃等業務委託料(月分)として上記金額を竜田公園
清掃等業務委託契約書第7号の規定により請求します。

奈良県中和公園事務所長 殿

住所

名称
代表者名

振込先

金融機関名
預金種類

支店
口座番号